



IFRS news

April 2010

PRICEWATERHOUSECOOPERS 

財務報告の規定によるM&A取引への影響

中国のPwCアカウンティング・コンサルティング・サービス(ACS)のパートナーYvonne Kamと香港のPwC ACSのシニア・マネジャーThierry Jamesが、新しい企業結合基準における条件付対価がM&A取引にどのような影響を与えるか考察します。

景気の低迷により、世界中で多くの産業において合併・買収の機会が生じています。経営難に陥った企業の価値が低下し、財政状態計算書が健全な企業は掘り出しものを探しています。合併・買収の戦略を策定する上で、財務報告に与える影響は現在、重要な検討事項となっています。改訂IFRS第3号「企業結合」(「IFRS第3号改訂版」)は、2010年1月1日から会計年度の始まる企業に適用されるため、この課題はより重要なものとなっています。

IFRS第3号改訂版の取得会計は、既存のIFRS第3号(「IFRS第3号(2004)」)と比較し、利益および資本に対して異なった、思わぬ影響を与える可能性があります。経営者はIFRS第3号改訂版が進行中の取引に与える可能性について分析することにより、予期せぬ事態を避け、必要な場合には、取引の構造を変更する必要があります。

アーン・アウト(Earn-outs)とは？

アーン・アウトとは対価の調整で、しばしば被取得企業の価値の不確実性によって生じます。これらの調整は、追加の対価の決済を引き起こす可能性のある事象や条件に関連します。例えば、被取得企業の取得後利益が特定の水準に達した場合、これが売手に対する追加の購入対価の支払いの要因となります。従って、「アーン・アウト」と称されます。特定の条件が満たされない場合、取得企業に対して「払い戻される」対価といった、逆の事態が生じる可能性もあります。

会計処理への当初の影響は？

アーン・アウトはIFRS第3号(2004)において、決済される可能性が高く、その金額が信頼性を持って測定可能な範囲で認識されていました。IFRS第3号改訂版では、全ての種類の購入対価(例、現金、普通株式もしくは優先株式、ワラント、オプションおよびその他の資産)が、取得企業が事業の支配を獲得した日の公正価値で測定されます。これには、取得日におけるその発生の可能性に係りなく、条件付対価もしくはアーン・アウトの見積りが含まれます。アーン・アウトの可能性は、アーン・アウトの認識が必要か否かに影響を与えませんが、認識される金額に影響を与えます。

これに続く影響は？

アーン・アウトの調整は、IFRS第3号(2004)ののれんに対して行われ、「財政状態計算書」のみに関する課題となっています。IFRS第3号改訂版では、取得企業に対して、測定期間の調整以外で、のれんを通じてアーン・アウトの事後変更を計上することを禁じています。このことは、取得企業の買収後の損益に大幅な影響を与える可能性があります。

取得日以降の再測定にて、アーン・アウトは金融負債として分類され包括利益計算書に認識されることから、アーン・アウトに関して、より正確な公正価値の評価を行うことが奨励されます。被取得企業が、当初の公正価値の基礎となる事業予測を上回るほど、買収後の損益に与える負担が拡大します。また、その反対の場合もあり、業績の低迷により、計上された負債額が減少し、損益にプラスの影響を与えることとなります。アーン・アウトがどのように構成されているのかにより、この結果は思わぬものとなる可能性があります。従って、取得日にてアーン・アウト条項の公正価値を、信頼性をもって測定することが最も重要となります。当初認識にて、取引を適切に組み立て、アーン・アウトを適切に公正価値測定することにより、次年度以降における収益のボラティリティを低減もしくは排除することが可能となります。

負債商品 対 資本性金融商品

アーン・アウトは現金の代わりに、取得企業の追加持分証券を通じて決済される場合があります。これらの株式建のアーン・アウトは、契約条件により、負債商品もしくは資本性金融商品のいずれかに分類されます。

アーン・アウトは、IAS第32号における「固定対固定」の要件において資本性金融商品として適格でない場合、負債として分類されます。負債商品に分類された場合は、公正価値で当初認識されます。アーン・アウトは各報告期間に公正価値で再測定され、公正価値の変動は損益において認識されます。

資本性金融商品として分類されたアーン・アウトは公正価値で認識され、再測定の対象にはなりません。これによりボラティリティが低減し、現金によるアーン・アウトと比較して、全ての当事者に対してより好ましい選択肢となる可能性があります。ただし、取得企業による株式での支払いは、取得企業が予定していたよりも多くの利益を売手に譲渡することにつながる可能性もあります。例えば、企業結合が取得企業の株価にプラスの影響を与える場合、売手は企業結合後のシナジーの市場評価による利益を得ます。

従業員もしくは売手株主へのアーン・アウト - 影響

アーン・アウトは、取引後に従業員としてとどまる売却側の株主に対して支払われなければなりません。例えば、売手が買収後3年間雇用され続ける場合、追加の支払いが行われます。別の例では、取得企業が取引後に売手から不動産を賃貸する場合、賃貸料は公正価値を上回ることも、下回ることもあります。これらの契約が企業結合もしくは別個の取引の一部であるか否かを定めるためには、判断が必要となります。

雇用の終了後に喪失するアーン・アウトは、企業結合後のサービスに対する報酬となります。雇用の終了によって影響を受けない従業員もしくは売却側の株主に対するアーン・アウトは、被取得企業に対する対価となる可能性が高いですが、慎重な分析が必要となります。

適用に関する課題

IFRS第3号改訂版は、取得年度もしくは取得後の年度に大幅な影響を与える可能性があります。次年度以降における収益のボラティリティは、取得日における追加支払いの基となる所定の業績目標の達成の可能性に関する取得企業の評価能力によって左右されます。適切な見積りは、その後の変更金額やボラティリティの金額を低減することになります。この分野はCFOや鑑定人にとっての課題事項となる可能性があり、全体として持分決済型取引が増加する可能性や、アーン・アウトが少なくなる可能性があります。

取引の再構築に関する影響

ボラティリティを限定するための簡単な方法は、現金によるアーン・アウトおよび条件付対価を除外することです。ただし、経営者は取引がどのように構成されているのかを検討する必要があります。資本性金融商品はボラティリティを取り除きますが、売手にとって好ましくない場合や、取得企業にとって費用が高すぎるものとなる可能性があります。経営者は、デューデリジェンスが完全で、条件付対価が正しいアプローチであるか決定する前に、リスクを十分に把握しているようにしなければなりません。長期ボラティリティは、アーン・アウト条項の期間を短縮することにより低減することができますが、この方法は主に成長市場で営業活動を行う企業に適しており、急成長の市場もしくは新興企業には適しません。

M&A取引の構築には、早期の分析および財務報告に与える影響に対する深い知識が必要となります。適用指針はほとんどないため、取得企業の経営者は、事業の最善の解決策に達するために、財務報告に与える影響を理解する必要があります。

あらた監査法人
東京都中央区銀座8丁目21番1号
住友不動産汐留浜離宮ビル(〒104-0061)
お問い合わせ: aaratapr@jp.pwc.com

© 2010 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate legal entity.